

| No. | 資料名称 | 頁 | 項目等 | 質問 | 回答 |
|-----|---------|----|---|--|--|
| 1 | 公募設置等指針 | - | - | 公園の図面データ（CADまたはPDF）があれば、提供ください。 | 本市で所有している図面データは原則ご提供します。（データ1） ただし、時点が古く現況と異なる場合がありますのでご了承ください。 |
| 2 | 公募設置等指針 | 8 | 1. 公募対象公園施設の建設に関する事項 (2) 公募対象公園施設の整備に関する条件 | インフラの建設について 既設の配線・配管等から分岐し、子メーターを設置して使用することは可能ですか。 | 既存の配線・配管等について既往の公園施設の機能を損なわない範囲において、子メーターを設置して使用することは可能です。ただし、既設の配線・配管等を使用することによって発生した故障により、公募対象公園施設の営業が停止した場合の休業補償や使用料の減額等はいりません。 接続方法および接続箇所については市と協議のうえ決定することとします。 |
| 3 | 公募設置等指針 | 9 | 1. 公募対象公園施設の建設に関する事項 (2) 公募対象公園施設の整備に関する条件 | 埋蔵文化財包蔵地での土木工事について 埋蔵文化財発掘届出後の取扱いは「慎重工事」「工事立会」「発掘調査」のいずれかになります。①キャンプ場区域ではどの取扱いになることが想定されますか。②発掘調査となった場合、工事の遅延等の取扱いはどうなりますか。 | ①令和5年7月24日、25日に市文化財保護課が埋蔵文化財包蔵地内で確認調査を実施したところ、遺構・遺物は確認されませんでしたので、キャンプ場区域での取り扱いは「慎重工事」となります。工事の際は届け出が必要になります。 ②上記の通り、遺構・遺物は確認されませんでしたので、「発掘調査」とはなりません。 |
| 4 | 公募設置等指針 | 12 | 2. 特定公園施設の建設に関する事項 (3) 特定公園施設の建設について | エ) キャンプ場の特定公園施設について 既設トイレの汚水は浄化槽に接続されていますが、トイレ改修後も既設浄化槽に接続して使用することは可能ですか。 | 既存の浄化槽の処理能力の範囲内であれば、接続して使用することは可能です。 |
| 5 | 公募設置等指針 | 12 | 2. 特定公園施設の建設に関する事項 (3) 特定公園施設の建設について | エ) キャンプ場の特定公園施設について 既存の受付小屋をキャンプ場のセンターハウスとして建替えることは可能ですか。 | 可能です。 |
| 6 | 公募設置等指針 | 12 | 2. 特定公園施設の建設に関する事項 (3) 特定公園施設の建設について | エ) キャンプ場の特定公園施設について 雨水排水の流末（マンホール、集水桝、側溝等）は周辺にありますか。 | キャンプ場の前面道路に雨水管があります。本市で所有しているデータをご提供します。（データ2） |
| 7 | 公募設置等指針 | 12 | 2. 特定公園施設の建設に関する事項 (3) 特定公園施設の建設について | 遊具広場やキャンプ場に関して、これまで近隣から要望や苦情があったか。 | 最近はありません。 以前は、キャンプ場での大声等に対してご意見があったことがあります。 |
| 8 | 公募設置等指針 | 12 | 2. 特定公園施設の建設に関する事項 (3) 特定公園施設の建設について | 工事内訳書の単価設定は、国土交通省土木工事標準積算基準、建築工事積算基準に準拠する必要があると解するのでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 9 | 公募設置等指針 | 16 | 4. 管理運営に関する事項 (1) 指定管理者の指定及び管理運営経費 | 指定管理業務の対象範囲は、公募対象公園施設の範囲を除いた範囲としますが、キャンプ場の公募対象施設の範囲は、「駐車場、駐輪場、園路、トイレ、洗い場、東屋、受付小屋、外周植栽・樹林地」を除く、「テントサイト」のみと解してよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。 ※認定計画提出者が占有利用し、収益が発生する範囲については、公募対象公園施設（設置管理許可面積）として使用料をお支払いして頂きます。駐車場や園路、トイレ等、キャンプ場内に設置する施設について、キャンプ場利用者以外の立ち入りや利用ができない範囲・施設を設ける場合は、占有利用とみなし、使用料の支払い対象とします。 |
| 10 | 公募設置等指針 | 16 | 4. 管理運営に関する事項 (1) 指定管理者の指定及び管理運営経費 | 指定管理料の上限額の根拠について さぎ山記念公園の指定管理業務に係る直近の収支決算書を提示して下さい。 | さぎ山記念公園単体での収支決算書はありません。 現指定管理Fグループの過去3年分のグループ全体の収支報告を都市公園課の窓口にて一部公開いたします。 |

| No. | 資料名称 | 頁 | 項目等 | 質問 | 回答 |
|-----|------------|----|-----|---|---|
| 11 | 指定管理者業務仕様書 | 16 | - | <p>さぎ山記念公園の指定管理者業務仕様書には、さいたま市都市公園等指定管理者業務仕様書の別添資料にあった「管理基準書」が添付されていません。指定管理業務の収支計画書を作成に必要な「管理基準書及び数量管理一覧」を明示してください。また、管理基準書の明示にあたっては、下記事項も併せて明示願います。</p> <p>(1) 植物管理（樹木管理）</p> <p>ア 剪定・刈込対象樹木に下記詳細について情報提供願います。</p> <p>①中高木の樹種（常緑・落葉、針葉・広葉）、形状寸法（幹周、樹高、葉張）</p> <p>②低木・生垣の樹種（常緑・落葉、針葉・広葉）、形状寸法（樹高）</p> <p>イ その他の樹木管理について、収支予算積算のため下記について情報提供願います。</p> <p>①実施回数が適宜とありますが、過去5年間の実績をお教えてください。</p> <p>・枝おろし、病虫害防除、枯損木処理、施肥、伐採、補植、その他</p> | <p>本公園単体の「管理基準書及び数量管理一覧」はありません。「指定管理者業務仕様書」に沿って提案してください。</p> <p>実施回数につきましては、現指定管理Fグループの過去3年分のグループ全体の収支報告を都市公園課の窓口にて一部公開いたします。</p> |
| 12 | 指定管理者業務仕様書 | 16 | - | <p>(2) 植物管理（草地管理）</p> <p>ア 草地管理についてお教えてください。</p> <p>②芝生管理の人力伐根除草について</p> <p>・人力伐根除草に係る人工の実績（人/100㎡）等があればご教示ください。</p> | <p>人工の実績につきましては、積算根拠となるため公表いたしません。</p> |
| 13 | 指定管理者業務仕様書 | 16 | - | <p>(3) 施設管理（工作物）</p> <p>法定・定期点検対象工作物の諸元と指示明細書について以下、ご教示ください。</p> <p>①電気工作物：設備容量（KVA）、受電電圧（V）、蓄電池の有無</p> <p>②消防設備：消火器具、警報設備、避難器具設備、火災報知機、非常灯の諸元と数量</p> <p>③浄化槽：諸元（容量、合併・単独）と数量</p> <p>④受水槽：諸元（容量）と数量</p> <p>⑤建築物：諸元（建築面積、構造、建築設備等）と数量</p> <p>⑥遊具：諸元（遊具の種類、構造）と数量</p> <p>⑦釣り池の浄化施設及び循環ポンプの容量、数量</p> | <p>①電気施設の図面データを原則提供しますので、ご参照ください。（データ3）</p> <p>ただし、時点が古く現況と異なる場合がありますのでご了承ください。</p> <p>②消火器具：5（粉末十型）、警報設備：非常ベル1、避難器具設備：なし</p> <p>火災報知器：RPJ-AW05ハウチキ（データ4）</p> <p>非常灯：7（データ4）</p> <p>③浄化槽 単独処理 分離接触ばっ気方式 50人槽 4基</p> <p>合併処理 接触ばっ気方式（沈殿分離槽を有する型）100人槽 1基</p> <p>④受水槽30㎡（FRP製パネル）（データ5）</p> <p>詳細は現地をご確認ください。</p> <p>⑤建築物の図面に関しては原則提供いたしますので、ご参照ください。（データ6）</p> <p>ただし、時点が古く現況と異なる場合がありますのでご了承ください。</p> <p>⑥リンク遊具：2基、小型複合遊具：1基、アスレチック遊具：3基（ターザンロープ等）、健康遊具：2基、その他遊具（幼児用）：1基</p> <p>⑦釣り池浄化施設、循環ポンプ：なし</p> <p>釣り池ブローア：2基（日立VB-015-G2、日立VB-007-6）</p> <p>せせらぎ水路 井戸ポンプ：深井戸用水中ポンプMSU/MSUS型 TERAL型式：25MSUS4-51.5-10 口径25mm</p> |
| 14 | 指定管理者業務仕様書 | 16 | - | <p>(3) 施設管理（工作物）</p> <p>日常点検対象工作物の数量（面積、延長、個数）について以下、ご教示ください。</p> <p>①園路広場</p> <p>②修景施設</p> <p>③休養施設</p> <p>④遊戯施設</p> <p>⑤運動施設</p> <p>⑥便益施設（サイン含む）</p> <p>⑦管理施設（柵、照明灯）</p> <p>⑧雨水排水設備：集水樹（大きさ）の個数</p> | <p>本市で所有しているデータは原則ご提供しますので、ご参照ください。（データ7）</p> <p>ただし、時点が古く現況と異なる場合があります。</p> |

| No. | 資料名称 | 頁 | 項目等 | 質問 | 回答 |
|-----|------------|----|-------------------------------------|--|---|
| 15 | 指定管理者業務仕様書 | 16 | - | (4) 清掃管理 工作物清掃対象の数量(面積、延長、個数)について以下、ご教示ください。 ①園路広場 ②修景施設 ③休養施設 ④遊戯施設 ⑤運動施設 ⑥便益施設(サイン含む) ⑦管理施設(柵、照明灯等) | 本市で所有しているデータは原則ご提供しますので、ご参照ください。(データ7) ただし、時点が古く現況と異なる場合がありますのでご了承ください。 |
| 16 | 指定管理者業務仕様書 | 16 | - | (4) 清掃管理 トイレ清掃について ①定期清掃の頻度(回数)を明示願います。 ②トイレ床清掃が業務内容に明示されていません。建物定期清掃の床清掃に規模と回数が含まれると解されるのでしょうか。 ③日常清掃の内容は、便器の水洗い、床の拭き掃除と解してよろしいでしょうか。 | ①トイレ定期清掃につきましては、毎日清掃をしています。 ②トイレの床清掃につきましては、日常清掃の水洗いや拭き掃除にて対応するものとして ③ご理解の通りです。 |
| 17 | 指定管理者業務仕様書 | 16 | - | (4) 清掃管理 ゴミ処理について ①定期処理で発生するゴミの量を種別(可燃物、不燃物、資源物、産業廃棄物)毎にご 教示ください。 ②その他ゴミ処理で発生する植物系の量を種別(草、枝葉、幹)毎にご教示ください。 | 現指定管理Fグループ全体で一般廃棄物処理業者に処分を依頼しているため さぎ山記念公園単独での量(種別での量)の把握はしていません。 |
| 18 | 指定管理者業務仕様書 | 16 | - | (4) 清掃管理 その他の清掃管理について ①有害動植物、害虫駆除について、最近の実績をご教示ください。 | 最近の実績はありません。 |
| 19 | 指定管理者業務仕様書 | 16 | - | (5) 運営管理 ア 管理事務所業務について以下、ご教示ください。 ①利用対応業務の年間件数について、過去3年の実績 ・受付数、行為許可数、利用調整数、施設案内数、要望・苦情処理件数 の詳細について | 現指定管理Fグループの過去3年分のグループ全体の収支報告を都市公園課の窓口にて 一部公開いたします。 |
| 20 | 公募設置等指針 | - | - | 現在の「さぎ山記念公園」の名称変更は可能か?また、さぎ山関連施設(展示物等)の 変更、撤去は可能か? | 公園名称の変更は現在のところ考えておりませんが、通称や愛称などをご提案頂くこと や、認定計画提出者が設置する公募対象公園施設に対し、名称を設定することは妨げま せん。 さぎ山関連施設の変更や撤去については、指針のP7に記載の通りです。 |
| 21 | 公募設置等指針 | - | - | 池を釣りが楽しめる施設として正式に特定公園施設として整備し、指定管理費で管理運 営(魚の購入、釣り場の整備、池水管理等)してよいのか? | 特定公園施設については、指針のP13に示す施設の他、都市公園法に基づく公園施設で あれば自由に提案いただくことは可能です。ただし、認定計画提出者には指定管理者と して公園を管理していただきますので、市が負担する指定管理料および公募対象公園施 設の収益で管理費がまかなえるものとしてください。 なお、例えば釣り竿の貸出等についても、指定管理者業務の自主事業として実施して頂 くことも可能と考えます。 |
| 22 | 公募設置等指針 | 3 | 4. 公募対象公園施設及び 特定公園施設の設置可能範 囲等 | キャンプ場の条例で定めた公共施設としての利用(市民の無料利用)は、変更してもい いのか? 特定公園施設としてのキャンプ場利用の有料化は可能か? 現在の公共施設としての利用(キャンプ場の市民の無料利用)を続ける場合、特定公園 施設として整備し、指定管理費で管理運営していいのか? | キャンプ場の無料利用から有料利用への変更は可能です。 また、特定公園施設として整備し、指定管理費で管理運営することも可能です。ただ し、都市公園条例の変更を伴います。 |
| 23 | 公募設置等指針 | 4 | 5. 事業範囲 | 公園内の水路(排水路)は、公園施設か?それとも河川(排水路)か? | 河川管理者が管理する水路です。 |

| No. | 資料名称 | 頁 | 項目等 | 質問 | 回答 |
|-----|---------|----|---|---|--|
| 24 | 公募設置等指針 | 7 | 1. 公募対象公園施設の建設に関する事項 (2) 公募対象公園施設の整備に関する条件 | 記念館内に公募設置施設を設置・運営する場合、インフラ整備は独立して整備することになっているが、排水（下水）の設備（浄化槽等）も個別に設置する必要があるのか？ | 既存の浄化槽の処理能力の範囲内であれば、接続することは可能です。なお、浄化槽の維持費等については市と折半して頂くことを想定しています。 |
| 25 | 公募設置等指針 | 8 | 1. 公募対象公園施設の建設に関する事項 (3) 特定公園施設の建設について | 特定公園施設の整備に関しては、指針に表記されている以外の施設を設置することは可能か？（植物園等） | 特定公園施設として提案を求める施設のご提案を頂いたうえで、これに加えて特定公園施設を提案いただくことは可能です。ただし、認定計画提出者には指定管理者として公園を管理していただきますので、市が負担する指定管理料および公募対象公園施設の収益で管理費がまかなえるものとしてください。 |
| 26 | 公募設置等指針 | 16 | 4. 管理運営に関する事項 (1) 指定管理者の指定及び管理運営経費 | 2章4. (1) 市が負担する指定管理料の上限額は、18,685千円/年となっているが、この金額は、現在の管理内容と経費を基に算定したものなのか？それともそれとは別の基準により算定したものなのか？ | 市が負担する指定管理料の上限額は、現在の管理運営の実態を踏まえて設定しています。 |
| 27 | 公募設置等指針 | - | - | 以下の資料等について可能なものを提供いただきたい。 1, 井戸の稼働状況、最大汲み上げ可能水量 2, 公園内設備、記念館建物、記念館内設備に関する図面、機器詳細資料等 3, 記念館運営状況（会議室、展示室等の利用状況） 4, 以下の要綱、考え方等 ・都市公園有料施設におけるスクール利用の考え方 ・行為許可及び減免基準に関する考え方について ・さいたま市都市公園利用料金の減免に関する考え方 ・さいたま市公園管理実施要項（公園管理活動報奨金制度） | 1. 最大汲み上げ可能水量：年間汲み上げ可能量10,585m ³ 2. 本市で所有しているデータは原則ご提供します。（データ6） ただし、時点が古く現況と異なる場合がありますのでご了承ください。 3. 会議室の利用は月に7回程度、展示室については開館時間は開放しています。 4. 要綱、考え方等についてもご提供します。（データ8） |
| 28 | 公募設置等指針 | - | - | 公園内で使用できる電気量について下記のことをお聞きしたい。 1, 公園内で使用できる電圧の種類 2, 公園全域で使える最大使用可能電量 3, 各場所ごとの最大使用可能電量 ・記念館1F ・記念館2F ・記念館芝生側来園者用カウンター一部屋内 ・野外施設（キャンプ場） | 本市で所有している図面データは原則ご提供しますので、ご参照ください。（データ3） ただし、時点が古く現況と異なる場合がありますのでご了承ください。 |